

# 緊急消防援助隊情報

## 南海トラフ地震における緊急消防援助隊 アクションプランの策定について

### 広域応援室

#### 1. 策定の趣旨・目的

緊急消防援助隊として必要な部隊や装備については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、緊急消防援助隊の編成、施設の整備及び基本的な出動計画等を規定しています。

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、基本計画第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものとなっています。

南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう計画するものです。

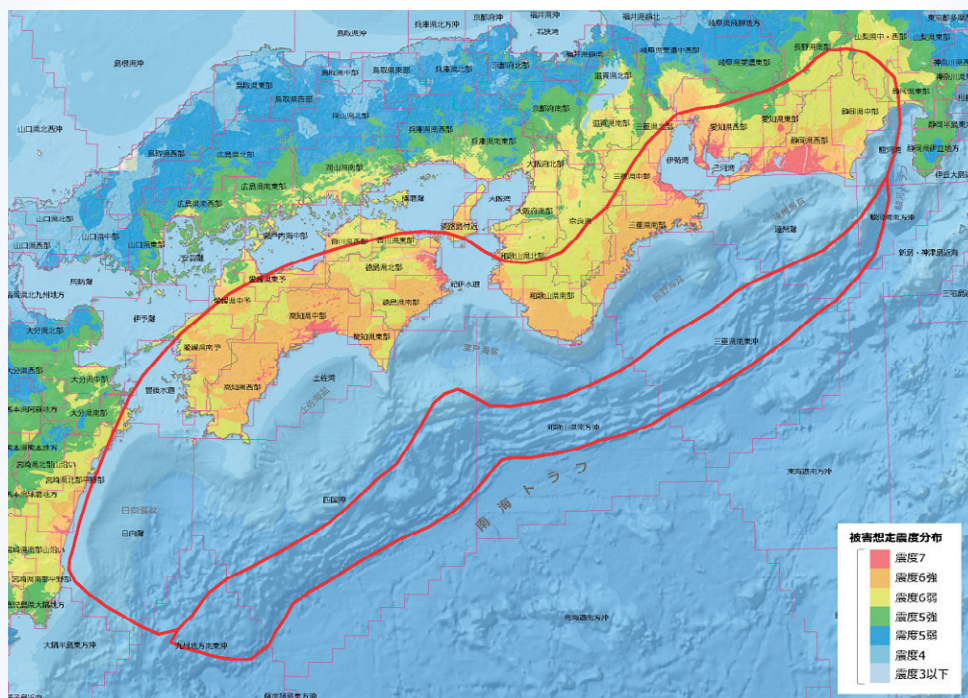
なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱により運用されることとなります。

#### 2. 概要

##### (1) 想定する地震等

- ア 想定する地震：南海トラフ地震
- イ 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域
- ウ 想定ケース：東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊された場合（3連動地震）
- エ モーメントマグニチュード：9.1

【想定震源断層域】





## (2) 適用基準

ア 被害想定を踏まえ、本アクションプランは、以下の(ア)、(イ)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用することとしています。

(ア) 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当すること。

(イ) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合。

イ 上記アの条件を満たす地震が発生した場合の他、南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ確かな対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用することとしています。

## (3) 重点受援県の設定

具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県(以下「重点受援県」という。)は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県としています。

## (4) 策定のポイント

ア 隊の一斉投入

従前のアクションプランは、被害状況に応じて緊急消防援助隊を逐次投入していましたが、本アクションプランにおいては、南海トラフ地震発生後、重点受援県以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を一斉に投入し、迅速な対応を図ることとしています。

イ 指揮支援隊の出動

指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう指揮支援活動等を実施します。

ウ 都道府県大隊の出動

都道府県大隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動します。なお、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施します。

また、被害想定を踏まえ予め作成した4パターンの緊急消防援助隊の応援編成計画の中から津波高さ等を踏まえて選択し、迅速に応援先を決定します。

エ 航空小隊の出動

航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する7隊以外の出動可能なすべての隊が出動し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施します。

オ 広域進出拠点

応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標として広域進出拠点を定めており、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1箇所ずつ予め指定しています。

カ 多様な進出手段

空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処できるよう計画しています。

(ア) 陸路

具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な広域進出拠点へ進出することとしています。

(イ) 空路

遠方からの迅速な進出、孤立地域等への対応等のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画することとしています。

(ウ) 海路

北海道大隊、沖縄県大隊の進出、孤立地域等への対応等のため、民間フェリーや自衛隊輸送艦を活用することとし、候補ルートを計画することとしています。

## 3. おわりに

消防庁では、今後も改善に向けて検討を重ね、必要に応じて計画の改定を行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

なお、本計画の詳細につきましては、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載していますのでご参照ください。

### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527 (直通)